

○熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱

(昭和48年10月2日告示第743号)

改正 平成19年1月12日告示第24号

熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱を次のように定める。

熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「法」という)の第2条第2項第1号に規定する林地荒廃防止施設(以下「林地荒廃防止施設」という)の災害復旧事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「林地荒廃防止施設」とは、森林法(昭和26年法律第249号)による保安林又は保安施設地区外の山林砂防施設(立木を除く)をいう。

(事業の範囲)

第3条 この要綱において林地荒廃防止施設災害復旧事業(以下「災害復旧事業」という)とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害で、災害にかかった前条に規定する「林地荒廃防止施設」を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため必要な施設をすることを含む。)を目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が400,000円以上のものをいう。

(県の助成)

第4条 知事は、市町村長が前条に規定する災害復旧事業を行なう場合、当該事業に要する費用につき、予算の範囲内において、当該市町村長に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- (1) 経済効果の小さいもの
- (2) 維持工事とみるべきもの
- (3) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (4) はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

(林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書の提出)

第6条 第4条の経費の補助を受けようとする市町村長は、林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書(別記第1号様式)を所轄地域振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(事業費の決定)

第7条 知事は、前条の林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書を受理したときは、その審査を行ない、当該林地荒廃防止施設災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を市町村長に通知するものとする。

(事業の監督)

第8条 知事は、この要綱により補助を受ける市町村長に対して、事業を適正に実

施させるため、必要な指導監督を行なうものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和47年1月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則(平成19年1月12日告示第24号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第1号様式(第6条関係)

第 年 月 日
号

熊本県知事 様

市町村長 印

年発生林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書

年 月発生した災害により被害を受けたので、熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱第6条の規定に基づき、林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書を別紙のとおり提出します。

別記第1号様式付表の1

林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書

施設の管理 主体別	施 行 箇 所		復 旧 計 画				決 定				経 済 効 果	摘 要
	工事 番号	郡(市)町(村) 大字 字	事 業 費	う ち 未 成 は ず る 事 業 費	設 計 概 要	事 業 費	う ち 未 成 は ず る 事 業 費	設 計 概 要				

(注)

- 1 「設計概要」欄には、主たる工種名及び数量を記入すること。
- 2 設計書、災害原因資料等を添付すること。